

# 大型MICE施設整備と街づくりへ向けた基本構想策定事業

## 企画提案応募要領

### 1 趣旨

沖縄県では、2000年九州・沖縄サミットを契機に、国際会議等MICE誘致を推進しており、ビジットおきなわ計画においても、旅行商品の高付加価値化の一環に掲げ、取り組んでいるところである。

しかしながら、海外のMICE先進地においては、充実したMICE支援策や大型施設を中心としたMICEエリアの整備等、国・都市を挙げたMICE誘致競争力の強化を進めている一方、競争の厳しい国際MICE市場において、本県は未だに十分に対応できているとは言いがたい状況にある。

このような状況を打破し、本県のMICE誘致・開催施策を強化するため、県では平成24年度「MICE誘致強化戦略・大型MICE施設のあり方調査事業」（以下「平成24年度調査」という。）を行い、本県のMICE誘致活動が取り組むべき課題を整理するとともに、年々変化しているMICE市場の新たなニーズに対応可能な大型MICE施設整備の必要性を明らかにした。

本事業では、平成24年度調査の結果を受けて、さらに詳細なMICEの需要動向や解決すべき課題に係る調査・検討を通じて、沖縄の特性を活かしたMICEの誘致・開催を可能とする大型MICE施設の整備に向けた基本構想を長い時間軸の中で施設の持続可能性を高める観点から策定し、県内関係業界関係者への周知、今後の本県のMICE誘致競争力のさらなる向上を図るものである。

### 2 委託業務の内容

(1) 業務名：大型MICE施設整備と街づくりへ向けた基本構想策定事業

(2) 事業期間：契約締結日の翌日から平成26年3月31日まで

(3) 内容：

① 現状分析・需要予測

② 大型MICE施設整備と街づくりへ向けた基本構想の策定に向けた調査・検討

※大型MICE施設への要求条件の明確化を含む

（上位計画との整合、敷地規模、施設規模、地整、周辺環境、周辺施設、アクセス、既存施設との共存性、周辺開発の可能性、地域との親和性等）

③ 検討委員会の開催

### 3 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されている者であること。

(3) 実施要領や仕様書等に記載された内容を全て承諾する者であること。

- (4) 今回の委託に際して、正副2名以上の専任の担当者を割り当て、本事業に係る統制及びその他事務について十分な遂行体制がとれること。
- (5) 過去5年間に、国内・海外のM I C Eに関する専門的な調査分析や計画、構想、指針及び施設整備の基本構想等の策定業務実績を有すること。
- (6) 以下の者を担当者として配置することができる者であること。
- ※ア及びイの重複取得者での兼務可
- ア 技術士法（昭和58年4月27日法律第25号）に基づく技術士【総合技術監理部門（建設-都市及び地方計画科目）又は建設部門（都市及び地方計画科目）】。
- イ 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）に基づく一級建築士。
- (7) 企画提案書等の提出期限の最終日から契約日までの期間において、沖縄県から入札参加資格（指名）停止がなされていないこと。
- (8) 県税の納付義務を有する事業者においては、県税に未納がないこと。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する法人又はこれに準じるものとして、沖縄県発注業務からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (10) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。
- ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
- イ 自主結成方式とする。
- ウ 当該業務に関し、2つ以上の共同企業体の構成員ではないこと。
- エ 共同企業体を代表する事業者は、構成員のうち最もM I C Eに関する専門的な知見を有すること。
- オ 共同企業体の協定書は、応募要領と同時に配布する所定様式（共同企業体協定書【別添1】）によるものであること。
- カ 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格（1）、（2）、（7）、（8）、（9）の要件を満たす者であること。
- キ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格（3）、（4）、（5）、（6）の要件を満たす者であること。

#### 4 応募手続

- ※下記の事務取扱については、土・日・祝祭日を除く午前9時から午後5時までとする。
- (1) 応募要領等の配布
- ア 配布期間：平成25年8月29日（木）～平成25年9月10日（火）
- イ 配布場所：沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課 誘致企画班
- ※応募要領、様式及び仕様書は、沖縄県ホームページの「公募・入札」または観光振興課ホームページからも入手可能。
- (2) 参加申込み
- ア 参加申込：平成25年8月29日（木）～平成25年9月5日（木）午後5時
- イ 申込方法：所定様式（参加申込書【別添2】）を開封確認付きE-mailにて提出すること。

(件名に「【参加申込】」と事業名を記載すること。)

ウ 受付先：沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課 誘致企画班

[htsushky@pref.okinawa.lg.jp](mailto:htsushky@pref.okinawa.lg.jp)

※企画提案の参加を希望するものは、期限内に必ず提出すること。

(3) 参考資料（平成24年度調査報告書）の配布

※応募資格があり、かつ参加申込みをした者のみ

ア 配布期間：平成25年8月29日（木）～平成25年9月10日（火）

イ 請求方法：希望者は開封確認付きE-mailにて請求すること

(件名に「【参考資料請求】」と事業名を記載すること。)

ウ 受付先：沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課 誘致企画班

[htsushky@pref.okinawa.lg.jp](mailto:htsushky@pref.okinawa.lg.jp)

(4) 応募に係る質問事項の受付 ※応募資格があり、かつ参加申込みをした者のみ

ア 受付期間：平成25年8月29日（木）～平成25年9月10日（火）午後5時

イ 質問方法：所定様式（質問書【別添3】）を開封確認付きE-mailにて提出すること。

(件名に「【質問事項】」と事業名を記載すること。)

ウ 受付先：沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課 誘致企画班

[htsushky@pref.okinawa.lg.jp](mailto:htsushky@pref.okinawa.lg.jp)

エ 回答：隨時、応募者全員に対してE-mailにより行う。

(最終回答は平成25年9月11日（水）午後5時までに行う)

(5) 企画提案書及び応募書類等の提出期間

ア 提出期間：平成25年8月29日（木）～平成25年9月12日（木）午後5時 必着

イ 提出場所：沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課 誘致企画班

ウ 提出方法：持参または郵送

エ 提出書類：5に定める書類

オ 提出部数：用紙媒体8部

※一の応募者が提案できる企画提案書は1案に限る。

## 5 提出書類等

(1) 企画提案書等の様式

ア 企画提案応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・【様式1】

イ 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・【様式2】

※A4版縦置き・横書きを基本とし、必要に応じA4版横置き・横書きを可とする。

ウ 会社概要表・・・・・・・・・・・・・・・・【様式3】

エ スケジュール表・・・・・・・・・・・・・・・・【様式4】

オ 執行体制・・・・・・・・・・・・・・・・【様式5】

カ 業務実績・・・・・・・・・・・・・・・・【様式6】

**キ 見積書・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 7】**

**(2) 企画提案書等の内容**

別紙の「業務委託企画提案仕様書」の内容を踏まえ、下記事項について記述すること。

**ア 【様式 2】企画提案内容**

**①基本的考え方**

- ・本事業を実施するに当たっての基本的な考え方及び基本方針

**②基本認識**

- ・沖縄県のM I C E 施策とM I C E 施設の現状と課題
- ・沖縄にふさわしいM I C E 施設と周辺エリアの将来像

**③業務提案、業務手法の概要**

- ・下記事項についての業務提案とその業務手法について記述すること。

**イ 【様式 3】会社概要表**

会社名、設立年月日、資本金、年商（過去 5 年間）、業務内容、組織図、職員の状況（事務系職員の人数、調査・分析業務従事職員の人数、企画・計画・設計業務従事職員の人数）

**ウ 【様式 4】スケジュール表**

業務全体のスケジュール

**エ 【様式 5】執行体制**

**・業務全体の執行体制図**

- ・担当者の役割等（役割、担当者名、所属（共同企業体の場合は担当者別に所属会社名を記載））
- ・専任担当者の経歴等（実務経験年数、保有資格名、これまでの業務実績等）
- ・有資格者の資格を証する書面を添付

**オ 【様式 6】業務実績**

- ・過去 5 年間における国内・海外のM I C E に関する専門的な調査分析や計画、構想、指針及び施設整備の基本構想等の策定業務の受注実績

**カ 【様式 7】見積書**

- ・15,000千円(消費税込)の範囲内で見積もること。

※企画提案のため提示した金額であり、契約金額ではない。

- ・積算の費目については、以下の内容で提出すること。

**①人件費（研究員等）**

**②旅費（研究員等）**

**③印刷製本費（報告書・資料制作等）**

**④検討委員会運営費（謝金、交通費等）**

**④その他（上記費目以外の必要な経費を隨時追加）**

**⑤一般管理費、消費税**

（注 1）各積算費目の単価（税抜き）と内訳を記載し、別途消費税額を併記すること。

(注2) この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

## 7 企画提案書、経費見積及び実績等の評価基準

### ア 基本認識

沖縄県のMICE施策とMICE施設の現状と課題を的確に理解し、市場のニーズを踏まえながら、沖縄にふさわしい機能的なMICE施設と周辺エリアの将来像について検討可能か。

### イ 企画提案書の内容

- ①事業目的の理解度：本事業の目的を理解し的確に把握しているか
- ②提案内容の優良性：提案内容は明瞭性、具体性、妥当性、的確性、実現性を伴っているか
- ③実施全体計画の妥当性：全体フロー、全体工程表、実施手順・手法は妥当であるか

### ウ 経費見積書

見積額は予算の範囲内であり、かつ、明確、適正であるか。

### エ 業務執行体制・業務実績の評価

- ①業務を遂行するために必要な実施体制（人員配置、対応人数、役割分担、責任の所在）が明確になっているか。
- ②担当者の実務経験年数、類似業務実績は十分か。
- ③会社の同種又は類似業務実績は十分か。

## 8 選定方法

- (1) 応募者が5社以上の場合には、原則として、沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課において書面による一次審査で3社程度に選定した上で、最終審査（プレゼンテーション審査）を行う。
- (2) 審査の結果については、選定後速やかに観光振興課から応募者全員に通知する。なお、結果についての異議申し立てには一切応じない。
- (3) 審査に当たっては、沖縄県職員により、事前に申請内容を確認するための聞き取りを行うことがある。

## 9 最終審査（プレゼンテーション審査）

最終審査は、沖縄県に設置する企画提案選定委員会において、次のとおり応募者によるプレゼンテーションを行い、最も優れた企画提案者を第一位入選者として選定する。なお、日時及び場所については、参加申込状況を受けて9月11日（水）までに最終決定をし、観光振興課から参加申込者に通知する。

- (1) 日 時：平成25年9月19日（木）（予定）
- (2) 場 所：沖縄県庁9階第5会議室（予定）
- (3) 要 領：

- ・審査会場への入場者は4名以内とし、各20分（プレゼンテーション10分、質疑応答10分）でプレゼンテーション審査を行う。
- ・提出した企画提案書に基づき説明すること。
- ・審査会当日の追加資料の提出も認めるが、パソコン・プロジェクターを使用したプレゼンテーションは行わない。

## 10 スケジュール

平成25年8月29日（木）企画提案公募開始  
9月10日（火）質問締切  
9月12日（木）企画提案公募締切  
9月19日（木）プレゼンテーション審査（予定）  
9月下旬 事業者選定  
9月末 契約

## 11 委託契約について

本事業に係る委託契約は、原則として第一位入選者となった者と行う。但し、沖縄県と第一入選者との間で委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえその者と契約できるものとする。

本事業は国庫補助を受けて沖縄県が実施する事業であり、委託業務の内容や積算項目等については、予算や諸事情により変更することがある。

## 12 その他

- （1）本手続きにあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）1事業者（複数の事業体で事業を実施する場合は1共同企業体）あたり、提案は1件とする。
- （3）提出書類等の作成・提出及び企画選定委員会への出席等応募のために要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- （4）提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表しない。
- （5）企画提案書作成のために沖縄県から提供された全ての資料等は、入選者決定後、速やかに返却しなければならない。また、同資料等を他の目的に使用してはならない。
- （6）入選者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定する。このため、業務を実施するにあたっては、県と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。
- （7）契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。但し、契約を結ぼうとする者全てが過去2箇年内に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じく

する契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、これを免除する。

(8) その他詳細は、「委託業務企画提案仕様書」による。

【問い合わせ・書類提出先】

沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課誘致企画班（初鹿）

TEL : 098-866-2764 FAX : 098-866-2765

E-mail : [htsushky@pref.okinawa.lg.jp](mailto:htsushky@pref.okinawa.lg.jp)

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2（沖縄県庁 8 階）